○文部科学省告示第三十二号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第九十条第一項の規定により、平成二十四年三月八日付けをもって次の表に掲げる有形の民俗文化財を文化財登録原簿に登録する。

平成二十四年三月八日

文部科学大臣　平野　博文

名称及び員数	内容	所有者	所有者の住所
津軽の林業用具　三五三点	林業用具　三五三点	中泊町	青森県北津軽郡中泊町
南牧村の山村生産用具　一〇三一点	生産用具　一〇三一点	南牧村	群馬県甘楽郡南牧村
亀岡の寒天製造用具　五一七点	寒天製造用具　五一七点	亀岡市	京都府亀岡市
豊北の漁撈用具　三八六七点	漁撈用具　三八六七点	下関市	山口県下関市

○経済産業省告示第三十六号

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第四項第一号の規定に基づき、同号の事業者を次のように指定する。

平成二十四年三月八日

経済産業大臣　枝野　幸男

番号	名称	住所	市町村長又は特別区長に対して特定中小企業者の認定を申請することができる期間
5127	エルピーダメモリ株式会社	東京都中央区八重洲二丁目二番一号	平成二十四年二月二十七日から平成二十五年二月二十六日まで
5128	秋田エルピーダメモリ株式会社	秋田県秋田市雄和石田字山田八十九番地二	平成二十四年二月二十七日から平成二十五年二月二十六日まで

○国土交通省告示第二百二十七号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年三月八日から三十日間国土交通省近畿地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月八日

国土交通大臣　前田　武志

路線名	区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
近畿自動車道天理吹田線	大和郡山市八条町四七六番から同市馬司町七八五番二まで	前	最大　二五二 最小　三二	一九六
		後	最大　二五二 最小　四〇	

○国土交通省告示第二百二十八号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年三月八日から三十日間国土交通省近畿地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月八日

国土交通大臣　前田　武志

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
近畿自動車道天理吹田線	大和郡山市横田町字堂垣内一三九五番二から同市馬司町字寺山三一二番二まで	平成二十四年三月九日〇時

○国土交通省告示第二百二十九号

航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）第二百九条の規定に基づき、航空機の位置通報点に関する告示（昭和三十七年運輸省告示第三百九十八号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年三月八日

国土交通大臣　前田　武志

第一表那須ＶＯＲ、熊谷ＮＤＢ、名古屋ＮＤＢ、館山ＮＤＢ、永良部ＮＤＢ及び沖縄ＮＤＢの項を削り、同表南大東ＮＤＢの項を次のように改める。

南大東ＶＯＲ	Ｎ25°51′　Ｅ131°16′

第二表那須ＶＯＲ、熊谷ＮＤＢ、大宮ＮＤＢ、荏田ＮＤＢ、館山ＮＤＢ、永良部ＮＤＢ及び沖縄ＮＤＢの項を削り、同表南大東ＮＤＢの項を次のように改める。

南大東ＶＯＲ	Ｎ25°51′　Ｅ131°16′

附　則

この告示は、平成二十四年四月五日から施行する。

○国土交通省告示第二百三十号

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第五十五条の二第三項において準用する同法第四十六条の規定に基づき、航空保安無線施設の名称、位置等に関する告示（昭和五十二年運輸省告示第六百七号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年三月八日

国土交通大臣　前田　武志

第一項の表熊谷ＮＤＢの項、同表大宮ＮＤＢの項、同表荏田ＮＤＢの項、同表名古屋ＮＤＢの項、同表館山ＮＤＢの項、同表鹿児島ＮＤＢの項、同表永良部ＮＤＢの項、同表沖縄ＮＤＢの項及び同表南大東ＮＤＢの項を削る。

第二項の表那須ＶＯＲの項を削り、同表南大東ＶＯＲの項中「８時から18時まで」を「24時間」に改める。

第五項の表那須ＤＭＥの項中「ＮＺＥ」を「ＮＺＤ」に、「那須ＶＯＲと組合せＶＯＲ／ＤＭＥとして運用」を「なし」に、同表南大東ＤＭＥの項中「８時から18時まで」を「24時間」に改める。

附　則

この告示は、平成二十四年四月五日から施行する。

○国土交通省告示第二百三十一号

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第三十七条第二項の規定に基づき、航空路の指定に関する告示（昭和五十三年運輸省告示第百九十七号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年三月八日

国土交通大臣　前田　武志

別表Ａ586の項を次のように改める。

Ａ586	１　次に掲げる地点を順次に結ぶ直線上の任意の点から７km以内の範囲にあるすべての点を含む区域の直上空域 イ　Ｎ29°01′　Ｅ128°09′の地点 ロ　永良部ＶＯＲＴＡＣ（Ｎ27°26′　Ｅ128°42′） ２　永良部ＶＯＲＴＡＣから真方位348°22′及び338°22′の方向へのびる直線並びにＮ29°01′　Ｅ128°09′の地点から真方位253°22′及び73°22′の方向へのびる直線によって囲まれる区域の直上空域（１に係るものを除く。）